令和6年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

付	託	議	案	審	査																
1					「 エ事 負契約												• • •				1頁
					「 財産 取得						• • • •				•••		• • • •				3 頁
所	管	事	項	調	査																
1					原政	「レオ	° —	۲J	に碁	長づ	く今	後0) [県政	運営	営』	等に	係	5意	見」	∼ Ø
	資料	· 3 見		令和 への[口 6 年 回答 一 1	•															5 頁
2					働き だ おける															… 1	0 頁
3					罪情 ? 年の?												• • •			… 1	1 頁
4)策 に 犯罪		いて 策			• • • ·			• • •						• • •			… 1	2 頁
					の建 種 駐在原						• • •						• • •			… 1	3 頁
6					につ (全対策							. 			. 					1	4 頁

令和6年10月7日 警察本部

議案第116号	工事請負契約について
工 事 名	三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事
履行の場所	津市栄町一丁目100番地ほか
契約の金額	1,402,500,000円 (うち消費税127,500,000円)
請負者	津市大倉19番1号 日本土建・堀崎・三重農林特定建設工事共同企業体
住所及び氏名	代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 賴一
契 約 工 期	契約締結日から600日間

工事内容

建築工事

- ・科学捜査研究所棟 RC造 5階建 延べ面積2,604.15㎡ (新築)
- ・渡り廊下 アルミ造 平屋建 建築面積12.37㎡ (新築)

上記に係る建築工事一式

契約	約のフ	方法	 一般競争入札(総合	·評価方言	式)
入	年月	月日	令和6年7月9日		
札方	業者	首数	1	価格	1, 275, 000, 000円
法	口	数	1	予定価格	1,406,661,300円(税込) 1,278,783,000円(税抜)

工事請負契約について

三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事請負契約を、次のように締結するものとする。

令和6年9月17日提出

三重県知事 一 見 勝 之

1 工 事 名 三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事

3 契 約 金 額 1,402,500,000円

4 契 約 方 法 一般競争入札

5 請負者住所氏名 津市大倉19番1号

日本土建・堀崎・三重農林特定建設工事共同企業体

代表者 日本土建株式会社

代表取締役社長 田村 賴一

提案理由

この工事請負契約締結については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

Ν

議案第119号	財産の取得について							
契約の名称	WAN端末等の購入							
履行の場所	警察本部警務部情報管理課							
契約の金額	117, 334, 800円							
契約の相手方 の 住所及び氏名	三重県松阪市石津町字地蔵裏353番地1 株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 瀬野 喜久							
契約締結年月日	令和6年8月19日(仮契約日)							
契約期間	三重県議会の議決日から令和7年1月31日まで							

契 約 内 容

警察職員の一人一台端末であるWAN(ワイドエリアネットワー ク)端末の更新のほか、入札業務、給与事務等で使用する行政WA N端末の更新及び遺失物管理業務で使用するインターネット端末の 新規調達を行い、業務の効率化を図るもの

購入機器

- WAN端末 600式 行政WAN端末 24式
- ・ インターネット端末 18式

契約	約の方法	一般競争入札				
入	年月日	令和6年7月11日	価	格	最低	106,668,000 円
札方	業者数	4 者	ΊЩ	1台	最高	132,999,990 円
法	回 数	1 回	摘	要		

議案第119号

財産の取得について

県有財産として、次のとおり取得するものとする。

令和6年9月17日提出

三重県知事 一 見 勝 之

1 種 目 及 び 数 量 WAN端末等 642式

【内訳】

WAN端末600式行政WAN端末24式インターネット端末18式

2 機 種 ノート型パソコン

3 金 額 117,334,800円

4 相手方住所氏名 松阪市石津町字地蔵裏353番地1

株式会社松阪電子計算センター

代表取締役 瀬野喜久

提案理由

WAN端末等の購入については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を要する。これが、この 議案を提出する理由である。

【第119号 財産の取得について】

「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

_●施策の耳	又組			
施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-1	犯罪に強いまち づくり	警察本部	最近、建て替えられた新しい駐在所に相談室が設置されていたが、交番や駐在所において、身近に相談できるような環境が整っていることは大事だと思う。建て替えの時以外にも、相談コーナーのような形で身近に相談できる工夫をしてもらい、住民に安心感を与えるとともに、事件の抑止につながるよう取り組まれたい。	交番・駐在所において、県民が気軽に安心して相談できる環境を作ることは大事なことと考えています。建て替え時にはプライベートを保つことのできる相談室を計画的に整備しており、一方、相談室が無い交番・駐在所においてはスペースを活用するなどして、プライベートに配意し、安心して相談できる環境を整備していきます。
51			犯罪の早期検挙のためにも防犯カメラの設置は必要と考えている。故障のカメラは直すとともに必要ならば増設するなど、市町と連携して、県においても重要な場所には防犯カメラを整備するよう取り組まれたい。	防犯カメラの設置は、犯罪の抑止力の面や犯罪の早期検挙の面でも有用であると考えています。故障している街頭緊急警報装置は、修理部品の生産が終了しており、修理できないため、撤去に努めます。街頭防犯カメラは、犯罪発生状況等に応じて増設を検討するとともに、自治体や自治会等における設置促進を図り、県民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会の実現につなげていきたいと考えています。
			外国の方が犯罪に巻き込まれたりしているので、比率の多いポルトガル語とスペイン語に関する採用試験だけでなく、 多くの言語に対応できるよう、通訳の人材確保に取り組まれたい。	警察の通訳体制は、警察職員である通訳官と民間協力者である 通訳人で構築しており、語学採用試験における対象言語は、情勢 に応じて拡大を検討します。また、通常採用職員の通訳官への養 成にも取り組んでおり、通訳人を含め、通訳需要に応じた人材の 確保に計画的に取り組んでいきます。
			警察官は県の治安維持を守る重要な職と考えているが、近年警察官の受験者が減っている。早急に、職場環境を整えるなど受験者が増える対策に取り組まれたい。	警察官の人材確保は最重要課題の1つと考えています。警察官受験者数の減少の主な要因は、少子化と民間企業の採用者数の増加と考えていますが、警察業務について受験者に理解していただく工夫をしつつ、採用後も職務のミスマッチが起きないように、警察学校などでも的確にフォローして、人材確保に取り組んでいきます。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局:警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

めざす姿の実現	に向けた総合評価
総合評価	評価の理由
С	市町や地域住民、防犯ボランティア団体などと連携した犯罪防止対策等に取り組みましたが、全国的に人流や経済活動等が新型コロナウイルス禍前の水準に戻る中、刑法犯認知件数は令和4年に続いて2年連続で増加したほか、重要犯罪の検挙率は低下しました。また、令和4年と比べて特殊詐欺認知件数が概ね倍増するなど、極めて深刻な状況にあることから、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、より一層犯罪防止に向けた取組や犯罪の早期検挙のための活動を強化していく必要があります。一方、犯罪被害者等支援については、支援従事者への研修を、目標を上回る参加者を得て開催するなど、適切かつきめ細かな支援の提供に向けて取組が進みました。
〔 A 順調	B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・子どもや女性等が被害者となる犯罪を未然に防止するため、危険箇所を調査する通学路点検 や、子どもを対象とした体験型防犯イベントの実施など、市町や地域住民、防犯ボランティア団 体等、様々な主体と連携・協働した犯罪防止対策に取り組みました。
- ・特殊詐欺被害に関する県民の警戒心・抵抗力の向上を図るため、三重県にゆかりのある著名 人小倉久寛氏を起用した発信力の高い広報啓発を実施するとともに、依然として被害者のうち 高い割合を占める高齢者を中心に、被害防止に有効な自動通話録音警告機の設置促進(令和 5年度は簡易型自動通話録音機 1,300 台を高齢者世帯等に配布)等を図ったほか、「特殊詐 欺被害防止対策会議」の開催等により、金融機関をはじめとする関係事業者と連携した水際対 策の強化を推進するなど、特殊詐欺被害防止に取り組みました。しかし、特殊詐欺の手口が巧 妙化し、高齢者だけでなく幅広い世代が被害に遭う架空料金請求詐欺等の被害が全国的に増 加する中で、本県においても被害が増加しました。
- ・G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に向け、関係機関や民間事業者等と連携したテロ対処合同訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進し、警備を完遂しました。
- ・関係機関と連携し、新たに安全・安心まちづくり地域リーダーを28名養成しました。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し(90名参加)、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組むとともに、令和5年6月から「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の運用を開始しました(登録事業者数391)。

・犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、関係機関等の意見をふまえ、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」を改定しました(第3弾:令和6年度~令和8年度)。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・捜査支援分析機器や鑑定機器、ドローン等を活用し、重要犯罪をはじめとした各種犯罪の早期検挙に取り組みました。
- ・サイバー犯罪*に関する相談は増加を続け、県民にとってサイバー空間における脅威が身近なものとなっていることから、最新の情報技術を悪用したサイバー犯罪に的確に対処するため、捜査員の育成を図ったほか、情報技術の解析に用いる新たな資機材を導入し、この種事案の検挙に取り組みました。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、高度化した通信指令システムを有効活用し、110 番通報の適切な受理、迅速・的確な通信指令を推進し、初動警察活動の更なる強化に取り組みました。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・老朽化や狭隘化*した警察署を計画的に整備するため、昨年に引き続き大台警察署の建替整備、尾鷲警察署の改修工事等を進めたほか、伊賀警察署の建替整備事業に着手しました。また、鑑定環境の改善と高度化・効率化を図るため、科学捜査研究所庁舎の整備事業を進めました。
- ・老朽化した交番・駐在所においては、構造面の不具合や、相談室がなく来訪者のプライバシーが確保できないなど機能面の不備等も認められることから、計画的な建替整備等に取り組みました。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、捜査支援分析の強化を図るため、デジタル技術を活用した高度 AI *画像分析システム等の画像分析機器の導入に取り組みました。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付(7件、215万円)するとともに、犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、支援従事者研修会(第1回58名、第2回42名参加)等を開催し、関係機関相互の顔の見える関係づくりや支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備に取り組みました。
- ・犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、「犯罪被害を考える集い」を開催しました。
- ・犯罪被害者等に途切れることのない支援を提供するため、関係機関等の意見をふまえ、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を改定しました(第二期:令和6年度~令和8年度)。
- ・犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、警察本部に部内カウンセラーを1名増員するとともに、警察庁や日本臨床心理士会等が主催する研修会(年間8回)に参加し、専門的な知識の向上を図りました。また、性犯罪被害相談電話(#8103)を幅広く県民に周知するため、広報啓発キャラクター「ハートわん」を作成し、YouTubeへ動画を掲載するなど、幅広い広報啓発に取り組みました。

2. KPI(重	要業績評価	指標)の達	成状況と評	価						
KPIの項目						関連する	基本事業			
令和3年度	4年度		度	6年度	7年度	8年度	5年度			
現状値	目標値実績値	目標値実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値実績値	の評価			
刑法犯認知件数 ①②③										
	6, 900 件	6, 300 件		5,800件		5,000件				
	未満	未満	63. 3%	未満		未満	d			
7, 410 件	7,647件	9, 955 件		_	_	_				
特殊詐欺認知	12	3								
_	107 件未満	104 件未満	38. 0%	101 件未満	_	95 件未満	d			
110 件	142 件	274 件	30. 0%	_	_	_	u			
重要犯罪の	美学率					23				
_	95%以上	95%以上	81. 7%	95%以上	_	95%以上	0			
89. 7%	98. 9%	77. 6%	01. 770	_	_	_	С			
犯罪被害者等	犯罪被害者等支援従事者数(累計)									
	257 人	337 人	137. 0%	417 人	_	577 人	а			
177 人	264 人	364 人	107. 070	_	_	_	а			

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・昨年、虐待により幼児が死亡する痛ましい事件が発生しており、児童虐待に係る通告児童数は依然として高い水準で推移していることから、児童虐待や DV*等の被害を受ける危険性のある母子への支援のため、緊急通報装置の貸出を実施するほか、被害聴取時における子どもの心理的負担を軽減等するため、司法面接に関する職員対象の研修を実施します。
- ・昨年は、刑法犯認知件数が新型コロナウイルス禍前の令和元年とほぼ同水準に戻り、特殊詐欺の認知件数及び被害額が過去10年で最多を記録したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺やインターネットバンキングに係る不正送金被害が急増するなど、犯罪情勢は極めて深刻な状況にあります。犯罪の起きにくい社会の実現に向け、犯罪の未然防止に有効な防犯カメラの設置促進について、自治体や自治会等に対し、地域に即した犯罪発生状況の提供や効果的な防犯カメラの設置場所についての助言を行うなど、関係機関・団体と連携して地域の防犯力の向上に取り組みます。また、特殊詐欺の被害防止を図るための講話や寸劇、自動通話録音警告機の無償貸出事業などによる防犯対策のほか、ターゲティング広告を活用した防犯情報の発信などの広報啓発活動を実施し、社会全体で良好な治安維持に資する取組を推進します。
- ・県内における大規模行事(第44回全国豊かな海づくり大会)の開催を見据え、警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、引き続き官民一体となったテロ対策に取り組みます。
- ・改定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」に掲げためざす姿の実現に向け、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」をベースにして、各主体と連携しながら防犯・交通安全にかかる取組を進めていきます。

- ・「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の周知・啓発を図ることにより、 犯罪のない地域づくりを促進していきます。
- ・地域の自主防犯活動の活性化に向け、「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座」の実施や「安全安心まちづくりフォーラム」の開催、SNS等を活用した広報活動により、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対応するため、捜査員の育成を継続して推進するととも に、情報技術に係る解析環境を高度化し、デジタル・フォレンジック*を強化するなど、対処能力 の向上に向けた取組を推進します。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、高度 AI 画像分析システムによる防犯カメラ画像の分析、車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見・捕捉など、科学技術を活用した捜査を一層推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・地域の治安維持、災害警備活動の拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、老朽化した警察署、交番及び駐在所の建て替えと長寿命化を計画的に進めます。
- ・重要犯罪をはじめとする犯罪の早期検挙に向けて、捜査支援分析力の一層の強化に取り組み ます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・改定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、県民理解の更なる促進のための広報 啓発活動や支援体制の強化などについて取り組んでいきます。
- ・総合的な支援体制を整備するため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、市町等支援従事者研修会等を開催して、支援従事者を増やし、重ねて受講いただくことでレベルアップを図ります。
- ・県民の皆さんの犯罪被害者等への一層の理解促進を図るため、「犯罪被害を考える週間」を中心として、「犯罪被害を考える集い」の開催など広報啓発に取り組みます。
- ・犯罪被害者等が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、国に対し、地方自治体が実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を引き続き要望していきます。
- ・部内カウンセラーによる犯罪被害者等の精神的被害回復への支援を継続して推進するととも に、犯罪被害者等が抱える経済的負担の軽減などを図るため、引き続き犯罪被害者支援制度 の効果的な運用に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	3,976	4,197	8,416
概算人件費	16,953	16,806	
(配置人員)	(1,905人)	(1,905人)	_

警察における働き方改革

1 仕事と生活の調和に向けた取組

職員の意識改革、業務の合理化、働く場所や時間の柔軟化、休暇取得の推進といった職員のワークライフバランスを推進しています。

(1) 年次有給休暇取得状況

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(8月末)	※職員一人当たり日数
4.8	5.5	7.2	9.5	10.9	12.7	14.1	13.3	13.4	12.3	7.1	暦年集計

(2) 子育て等支援

- 早出遅出勤務の対象職員を全職員に拡大
- ・休憩時間変更の制度の導入により勤務時間を柔軟化
- ・男性職員の育児休業等に伴う警察本部による警察署支援の試行実施

【男性育児休業取得状況】※育児関係休暇及び育児休業を合わせて1か月以上取得した職員

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(8月末)
0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	1.1%	1.9%	2.6%	6.7%	20.0%	28.7%	35.5%

(3) 女性警察官の積極的な採用・女性職員の配置・登用・キャリア形成の促進 【採用者に占める女性警察官の割合】

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
採用者総数	110	125	128	85	94	100	89	84	74	81	98
女性警察官採用者数	15	24	25	12	18	18	13	20	20	28	30
占める割合	13.6%	19.2%	19.5%	14.1%	19.1%	18.0%	14.6%	23.8%	27.0%	34.6%	30.6%

【女性警察官の割合】

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
女性警察官数 (A)		256	271	296	310	324	339	350	365	376	392	410
	実員(B)	222	233	254	272	290	303	316	330	341	349	372
	育児休業者(C)	34	38	42	38	34	36	34	35	35	43	38
条例》	定員(全警察官)(D)	3,033	3,047	3,064	3,079	3,079	3,079	3,079	3,079	3,079	3,079	3,079
占める割合 (A/(C+D))		8.3%	8.8%	9.5%	9.9%	10.4%	10.9%	11.2%	11.7%	12.1%	12.6%	13.2%

- ・育児休業復帰サポート研修会 育児休業から復帰した職員を対象に意見交換や 教養を実施し、職場復帰に対する不安を解消
- ・女性職員キャリアアップ研修会 女性職員が能力をより一層発揮できるよう、 勤務意欲及び昇任意欲を向上

キャリアアップ研修会 BINGLE BK CHESCHELL BK CHESC

2 業務の合理化・効率化に向けた取組

(1) 警察行政手続に関する窓口受付時間の変更

受付時間が勤務時間と同じ時間帯で運用されていることから、担当職員の負担軽減を図るため警察行政窓口業務全般を対象として、受付時間を午前8時30分から午後4時まで(1時間短縮)とする。(令和7年4月1日~)

(2) 警察署の電話交換業務における自動音声ガイダンスの導入検討 数容異においては聯員が当来制で電話な換業務を担当していること

警察署においては職員が当番制で電話交換業務を担当していることから、令和7年度から自動音声ガイダンスの導入を検討

(3) オンライン会議・教養等

警察本部におけるオンライン会議・教養等を行うためのテレビ会議システムを整備し、令和5年4月から試験的に導入しているところ、令和7年度に運用を開始予定

令和6年の犯罪情勢(令和6年8月末時点)

1 刑法犯

刑法犯認知件数は7,434件、前年と比べ14.1%の増加

窃盗犯の認知件数は4,979件で刑法犯の67.0%を占め、前年と比べ8.1%の増加

	認知件数(件)	検挙件数(件)	検挙率(%)	検挙人員(人)
刑法犯	7, 434 (920)	2, 217 (85)	29. 8 (-2. 9P)	1, 467 (176)
窃盗犯	4, 979 (374)	1, 262 (-56)	25. 3 (-3. 3P)	678 (5)

※ 表中の数値は暫定値で、括弧内は前年同期比の増減値(以下同じ。)

2 重要犯罪・重要窃盗犯

重要犯罪の認知件数の内訳は、殺人 7件(前年同期比+5件)、強盗 7件(同-2件)、 放火 1件(同-5件)、不同意性交等28件(同+16件)、不同意わいせつ35件(同+2件)、 略取・誘拐及び人身売買 1件(同-1件)

重要窃盗犯の認知件数の内訳は、侵入窃盗837件(前年同期比+73件)、自動車盗45件 (同-42件)、すり2件(同+2件)、ひったくり1件(同-2件)

	認知件数(件)	検挙件数(件)	検挙率(%)	検挙人員(人)
重要犯罪	79 (15)	60 (12)	75. 9 (0. 9P)	55 (9)
重要窃盗犯	885 (31)	276 (27)	31. 2 (2. 0P)	56 (13)

3 特殊詐欺

前年同期と比べ、認知件数、被害額ともに増加

手口別では、架空料金請求詐欺の認知件数が93件(前年比-3件)で最多(全体の5割)

	認知件数(件)	被害額(約-万円)	検挙件数(件)	検挙人員(人)
特殊詐欺	185 (1)	45, 810 (7, 490)	36(6)	13 (-1)

4 SNS型投資・ロマンス詐欺

前年同期と比べ、認知件数は174件増の212件、被害総額は約18億4,740万円増の約20億8,180万円と、極めて深刻な状況

1.300 percentage		1.00.000		
	認知件数(件)	被害額(約-万円)	検挙件数(件)	検挙人員(人)
SNS型投資詐欺	130 (96)	150, 690 (127, 820)	11 (3)	3(1)
SNS型ロマンス詐欺	82 (78)	57, 490 (56, 920)	0 (±0)	0 (±0)
合計	212 (174)	208, 180 (184, 740)	11 (3)	3(1)

5 暴力団犯罪

主な検挙罪種は、刑法犯が詐欺(12人)、暴行(6人)、特別法犯が覚醒剤取締法違反(18人)

	検挙人員(人)	うち刑法犯(人)	うち特別法犯(人)
暴力団犯罪	57 (18)	35 (8)	22 (10)

6 薬物事犯

検挙人員の年代別は、覚醒剤取締法違反の最多が30歳代(13人)、大麻取締法違反の 最多も30歳代(6人)

	検挙件数(件)	検挙人員(人)
覚醒剤取締法違反	74 (33)	46 (17)
大麻取締法違反	36 (13)	14 (-7)

7 来日外国人犯罪

主な検挙罪種は、刑法犯が窃盗(51件31人)、特別法犯は、出入国管理及び難民認定 法違反(31件17人)

	検挙件数(件)	うち刑法犯(件)	うち特別法犯(件)
+	148 (43)	89 (19)	59 (24)
来日外国人犯罪	検挙人員(人)	うち刑法犯(人)	うち特別法犯(人)
	95 (11)	63 (4)	32 (7)

犯罪対策

- 1 SNSに起因する各種被害防止対策の推進
- (1) SNS型投資・ロマンス詐欺・・・認知件数、被害額は下表のとおり
 - ア 金融機関等との連携の強化
 - イ 各種媒体を活用した広報啓発等の推進

	R1	R2	R3	R4	R5	R5. 8	R6. 8	前年同期比
認知件数	4	3	11	21	119	38	212	+174
被害額(約 万円)	6, 820	1, 430	5, 320	27, 970	115, 970	23, 440	208, 180	+184, 740

- ※ 令和5年までの数値は「投資等詐欺」であり、令和6年以降の「SNS型投資
 - ・ロマンス詐欺」とは統計方法が異なることから令和5年までの数値は参考
- (2) 児童の性犯罪被害・・・・SNSに起因する被害児童数の推移は下表のとおり
 - ア 少年の福祉を害する犯罪の取締りと有害環境対策 (LINE広告等) の推進
 - イ 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発の推進
 - ウ 少年警察学生ボランティアと連携した活動の強化

		R1	R2	R3	R4	R5	R5. 8	R6. 8	前年同期比
全国	被害児童数	2, 082	1, 819	1, 812	1, 732	1, 665	-	-	-
県内	似古江里奴	14	12	11	22	24	16	12	-4

- 2 特殊詐欺被害防止対策の推進 · · · 認知件数、高齢者被害件数、被害額は下表のとおり
- (1) 高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策

国際電話不取扱受付センター、ナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエスト

- の無償化、自動通話録音警告機の無償貸出等の周知
- (2) 各種媒体を活用した広報啓発等の推進

	R1	R2	R3	R4	R5	R5. 8	R6. 8	前年同期比
認知件数	79	122	110	142	274	184	185	+1
高齢者被害件数 (割合)	51 (64. 6%)	94 (77. 0%)	90 (81. 8%)	115 (81.0%)	176 (64. 2%)	127 (69.0%)	103 (55.7%)	-24 (-13.3%)
被害額(約 万円)	11, 840	42, 820	19, 250	37, 630	70, 760	38, 320	45, 810	+7, 490

- 3 サイバー空間の脅威に対処するための取組 ・・・・インターネットバンキングに係る不正 送金事犯の推移は下表のとおり
- (1) 高度な情報技術等を悪用したサイバー犯罪の取締り
- (2) **官民一体となった被害防止対策の推進** サイバー防犯ボランティア及び三重県医師会等との連携

サイバー防犯ホフンティア及び二里県医師会等との連携

	$\bigg/$	R1	R2	R3	R4	R5	R5. 8	R6. 8	前年同期比
全国	発生件数	1, 872	1, 734	584	1, 136	5, 578	ı	ı	-
土田	被害額(約 万円)	252, 100	113, 300	82, 000	151, 950	873, 130	ı	1	_
県内	発生件数	5	28	10	2	101	51	23	-28
	被害額(約 万円)	940	840	1, 030	17	11, 520	5, 020	5, 830	+810

交番・駐在所の建替等整備

1 交番・駐在所の建替等整備(建て替え、長寿命化(リフォーム))

近年、県警察では、老朽化した交番・駐在所の整備を推進しており、

令和2年度 9施設(建て替え)

令和3年度 7施設 (建て替え)

令和4年度 6施設(建て替え・新設1)

令和5年度 6施設(建て替え3・長寿命化3)

の計28施設の建替等整備を行っています。

令和6年4月1日現在、県内には 60交番・129駐在所の計189施設

を設置していますが、その約3割に当たる61施設が耐用年数を超過しており、引き続き、計画的かつ効果的に建替等整備を推進する必要があります。

【構造面の不具合】

- ・ 屋根や庇の破損
- ・ 外壁の剥離や基礎の亀裂
- ・ 床の腐食や土壁の脱落
- ・ 水回りが狭隘

【機能面の不備】

- 来訪者用の駐車場がない。
- 相談室がなく、プライバシーが確保できない。
- 来訪者用のトイレがない。
- スロープが設置されていないなど、高齢者や障害者が 利用しにくい。

2 令和6年度の建替等整備事業

令和6年度は4施設の建替整備、2施設の長寿命化 (リフォーム)を進めることとしています。

(1) 建替整備

いそじま 桑名署 伊曽島駐在所

みぞの 御衣野駐在所

とばえきまえ 鳥羽署 鳥羽駅前交番

かがみうら

鏡 浦駐在所

※ 鳥羽駅前交番については、令和7年度に建替予定

(2) 長寿命化 (リフォーム)

おおすぎだに 大台署 大 杉 谷駐在所

尾鷲署 相賀駐在所

【大三駐在所(津南署)】 《令和5年度建て替え》







事務室内



【鳥羽駅前交番(築54年)】



【相賀駐在所(築32年)】

交通安全対策

1 令和6年中の県内の交通事故情勢(8月末までの暫定値)

区分		令和6年8月末	令和5年8月末	増減	増減率
人身事故件数		1,823件	1,982件	-159件	-8.0%
死亡事	故件数	28件	42件	-14件	-33.3%
死傷者数		2,274人	2,557件	-283人	-11.1%
死	者 数	28人	43人	-15人	-34.9%
負 傷	者 数	2,246人	2,514人	-268人	-10.7%

- (1) 死者数は28人で前年同期と比較して15人減少し、人身事故件数、負傷者数も減少しました。
- (2) 死亡事故の内訳をみると、次のような特徴がみられます。
 - ◆高齢死者は、全体の5割(14人・50.0%)
 - ◆交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が、全体の約4割(12人・42.9%)
 - ◆昼夜別では、昼間が約6割(16件・57.1%)
 - ◆飲酒運転の根絶に至っていない。(2件)

2 交通安全教育の実施

(1) 子どもに対する交通安全教育

幼児には、幼稚園・保育所、保護者等と連携して、 紙芝居等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れた交通 安全教育を実施しています。児童等には、学校やPT A等と連携し、歩行者及び自転車利用者として必要な 技能・知識を習得させるとともに道路交通における危 険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び 能力を高めるための交通安全教育を実施しています。



(2) 高齢者に対する交通安全教育

運転免許を保有していない高齢者を含め、高齢者が加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践できるよう交通安全アドバイザー等と連携した交通安全教育を実施しています。また、複数回事故を起こした高齢運転者に対しては、警察官による個別指導を実施しています。

(3) 交通弱者(歩行中・自転車乗用中)に対する取組

「横断歩道"ハンドサイン"キャンペーン」を推進するほか、高校生等を「セーフティ・バイシクルリーダー」に委嘱して、自転車乗車用ヘルメットの着用向上に向けた自主的な活動を促す取組を推進します。

【参加・体験・実践型の交通安全教育】

交通安全意識や危険予知能力の向上に有効な教育手法である、

- スタントマンによる自転車事故を再現した自転車 交通安全教室 (スケアート・ストレイト捗肽) の開催
- 疑似体験ができる歩行環境シミュレーター、 自転車シミュレーター等の活用

など、効果的な交通安全教育に取り組みます。



【 令和 5 年中の自転車交通安全教室 】

令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました





酒気帯び運転および幇助



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に 乗りながら通話する行為、画面を注視する行為 が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 **停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や 同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備 されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は 自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復 して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。